

(生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正)
第三十九条 生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成三十年財務省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
 別紙書式中「齋宮田中」を「齋宮田中」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省令第九十四号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十二年厚生省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「場合」を「場合並びに」に、「成分規格」を「成分規格並びに」に改め、並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」及び「並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準」を削る。

第三条中「場合」を「場合並びに」に改め、並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」を削る。

告

示

○厚生労働省告示第三百八十号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

令和二年十二月四日

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
第3 器具及び容器包装	第3 器具及び容器包装	第3 器具及び容器包装
A (略)	A (略)	A (略)
B 器具又は容器包装一般の試験法	B 器具又は容器包装一般の試験法	B 器具又は容器包装一般の試験法
(略)	(略)	(略)
1 過マンガン酸カリウム消費量試験法	1 過マンガン酸カリウム消費量試験法	1 過マンガン酸カリウム消費量試験法
(略)	(略)	(略)
操作法	操作法	操作法
三角フラスコに水100mL、硫酸(1→3)5mL及び0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液5mLを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸(1→3)5mLを加え、更に0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液10mLを加え、加熱して5分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol/Lシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。	三角フラスコに水100mL、硫酸(1→3)5mL及び0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液5mLを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸(1→3)5mLを加え、更に0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液10mLを加え、加熱して5分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol/Lシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。	三角フラスコに水100mL、硫酸(1→3)5mL及び0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液5mLを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mLを採り、硫酸(1→3)5mLを加え、更に0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液10mLを加え、加熱して5分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに0.005mol/Lシュウ酸ナトリウム溶液10mLを加えて脱色した後、0.002mol/L過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。

別表の三 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年厚生省令第五十二号)の一部を次のように定める。

令和二年十二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年厚生省令第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一(第十二条関係) 一〇二四(略)	別表第一(第十二条関係) 一〇二四(略)
二五五 L-酒石酸カリウム(別名d-酒石酸カリウム)	(新設)
二六〇(略)	二五五、三九九(略)
四〇一 メタ酒石酸	(新設)
四二二、四六六(略)	四〇一、四六六(略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。